**第十三条**　代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域にある当該投資家の投資財産に関して行った保証、保険契約又は他の形態の損害の塡補に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、代位がないとしたならばこの協定の規定に基づいて当該投資家が当該投資財産に関して保有していたであろう権利の代位又は移転を承認するものとし、当該投資家は、当該代位の限度において、当該権利を行使することを妨げられる。

**第十四条**　資金の移転

1　一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、不当に遅滞することなく行われることを認める。この資金の移転には、特に次のものの移転を含める。

(a)　当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金

(b)　利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益

(c)　契約に基づいて行われる投資財産に関連する支払（融資の返済を含む。）

(d)　投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(e)　当該一方の締約国の区域にある投資財産に関連する活動に従事する当該一方の締約国外から赴任した者が得る収入その他の報酬

(f)　第十一条及び第十二条の規定に従って行われる支払

(g)　次章第二節の規定に基づく紛争の解決の結果として生ずる支払

2　各締約国は、更に、資金の移転が不当に遅滞することなく、かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の市場における為替相場で行われることを認める。

3　1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a)　破産、支払不能又は債権者の権利の保護

(b)　証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引

(c)　刑事犯罪

(d)　法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

(e)　裁決手続における命令又は判決の履行の確保

**第十五条**　一般的例外

この協定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及びサービス貿易一般協定第十四条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

**第十六条**　安全保障上の措置

第十二条の規定に従うことを条件として、この協定のいかなる規定も、締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。

(a)　自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置

(i)　戦時、武力紛争の時その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置

(ii)　兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

(b)　国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置

**第十七条**　企業の社会的責任

両締約国は、各締約国が自国の区域において活動する企業又は自国の管轄の下にある企業に対し、企業の社会的責任に関する国際的に認められた基準、指針及び原則であって、自国が承認したもの又は支持しているものを自発的に当該企業内の政策に取り入れるよう奨励することの重要性を再確認する。

**第十八条**　一時的なセーフガード措置

1　いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転（第十四条に規定する資金の移転を含む。）について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。

(a)　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合

(b)　資本の移動が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある例外的な場合

2　1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a)　他方の締約国に対し、第三国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。

(b)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(d)　一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

(e)　他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

(f)　他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。

**第十九条**　租税に係る課税措置

1　この章のいかなる規定も、3に規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置について義務を課するものではない。

2　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該租税条約が優先する。

3　第四条、第五条、第八条及び第十一条の規定は、租税に係る課税措置について適用する。

4　第十一条の規定は、租税に係る課税措置について適用する。ただし、租税に係る課税措置が収用を伴うと主張する申立人は、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合に限り、投資紛争を仲裁に付託することができる。

(a)　当該申立人が、まず、両締約国の権限のある当局（注）に対し、書面により、当該課税措置が収用を伴うかどうかの問題を付託すること。

注　この4の規定の適用上、「権限のある当局」とは、

(i)　日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。財務大臣又は権限を与えられたその代理者は、外務大臣又は権限を与えられたその代理者と協議して問題を検討する。

(ii)　アルゼンチン共和国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。財務大臣又は権限を与えられたその代理者は、外務宗務大臣又は権限を与えられたその代理者及び司法長官又は権限を与えられたその代理者と協議して問題を検討する。

(b)　両締約国の権限のある当局が(a)の規定により問題を付託された日の後百八十日以内に当該課税措置が収用に当たらないことに合意しないこと。